商品概要説明書

ＪＡ農業経営維持継続資金（危機対応）

（令和２年８月 17 日現在）

商品名	ＪＡ農業経営維持継続資金（危機対応）
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○　大規模災害等により農業経営に影響が生じているまたは生じるおそれがある組合員（正組合員・准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○　信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安がないとは、大規模災害等以外の事由に起因する、信用事業の支払延滞や経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないこと、かつ新潟県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。
資金使途	○　大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な資金。 ※借換の対象資金は、農業経営にかかる運転・設備資金（制度資金を含む）、農業経営負担軽減支援資金等の既往債務が対象となります。ＪＡプロパーの農業経営の維持継続に必要な資金（負債整理資金）ならびに生活関連資金や農業以外にかかる事業資金は借換の対象外となります。 ○　農業経営の改善に必要な資金（運転・設備資金）。ただし、上記（大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な）資金との併せ貸しの場合に限ります。
借入金額	○　借換する既往債務残高の範囲内とします。 ○　農業経営の改善に必要な運転・設備資金を併せ貸しする場合は、既往債務残高に当該所要金額を合算した金額を上限とします。
借入期間	○　１５年以内（据置期間３年以内）。
借入利率	○　ＪＡ所定の利率といたします。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○　証書借入とします。
返済方法	○　元利均等返済または元金均等返済とし、毎月返済・年１回返済・年２回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、６か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。 ○　返済日は、ＪＡが定めた特定の日といたします。
担保	○　担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。
保証	○　新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。なお、同協会において、所定の審査をさせていただき、審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。

	○　法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ○　法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○　「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○　苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本所金融課(電話：０２５９－８８－３１３２)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○　紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○　お申込みに際しては、当ＪＡにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○　現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ羽茂